

事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について（その2）

標記については、今月10日付け厚生労働省保険局総務課、保険課、国民健康保険課及び医療課事務連絡によりお伝えしたところですが、さらに下記のとおり取扱いを示しますので、その実施及び関係者への周知について、よろしくお願ひします。

記

1 一部負担金の割合及び被保険者番号の確認

- （1）長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者に一部負担金の割合を確認される場合については、従前の被保険者証（老人保健による受給者証を含む。以下同じ。）による確認のほか、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。各都道府県の広域連合の連絡先は別紙のとおり。）に照会することにより確認することが可能です。

- (2) また、長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者の被保険者番号を確認される場合については、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて受診時又は請求時に広域連合に照会することにより確認することが可能です。
- (3) また、広域連合においては、被保険者番号や一部負担金の割合に関する照会が各医療機関等からあった場合であって、患者の同意を得ていることを確認できた場合には、柔軟に御対応いただくようお願いいたします。

2 診療報酬請求時の取扱い

診療時における長寿医療制度の被保険者資格の確認については、従前の被保険者証によるほか、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより行うことができますが、最終的な診療報酬の請求時には、新たな被保険者証により被保険者番号等を確認の上、請求を行っていただくことが基本となります。

(別紙) 後期高齢者広域連合電話番号一覧

都道府県	電話番号
北海道	011-290-5601
青森県	017-721-3821
岩手県	019-606-7500
宮城県	022-266-1021
秋田県	018-838-0610
山形県	023-615-3721
福島県	024-528-9024
茨城県	029-309-1212
栃木県	028-627-6805
群馬県	027-256-7171
埼玉県	048-833-3222
千葉県	043-223-0075
東京都	03-3222-4497
神奈川県	045-440-6701
新潟県	025-285-3222
富山県	076-465-7501
石川県	076-223-0140
福井県	0776-54-6330
山梨県	055-236-5671
長野県	026-229-5320
岐阜県	058-387-6368
静岡県	054-270-5520
愛知県	052-955-1227
三重県	059-221-6880

都道府県	電話番号
滋賀県	077-522-3013
京都府	075-344-1202
大阪府	06-4790-2028
兵庫県	078-326-2612
奈良県	0744-29-8430
和歌山県	073-428-6688
鳥取県	0858-32-1097
島根県	0852-20-2231
岡山県	086-245-0090
広島県	082-227-2049
山口県	083-921-7111
徳島県	088-677-3666
香川県	087-811-1866
愛媛県	089-911-7733
高知県	088-821-4525
福岡県	092-651-3111
佐賀県	0952-64-8476
長崎県	095-816-3930
熊本県	096-368-6511
大分県	097-534-1771
宮崎県	0985-62-0920
鹿児島県	099-206-1397
沖縄県	098-963-8011